

中学校学習指導要領の変遷にみる 体育科における「共生」のカリキュラムに関する研究

Research on the curriculum of "conviviality" in the physical education department
based on the transition of the junior high school curriculum guidelines

今城 遥・栗田 昇平

要旨

多様性を受容する共生社会において、学校教育では「共生」に関する意識や態度をはぐくむことを目的とした学習指導が求められている。平成元年度から平成 29 年度までの 4 度の学習指導要領の改訂において「共生」に関する記述や変遷を探り、「共生体育」のとらえ方やあり方がどのように変化しているかを検討した。平成 29 年度の改訂で、学習指導要領の記載の中に、初めて「共生」という言葉が用いられ、すべての領域において「違いを認めようとする」という記述がみられるようになった。このことは、種目特性に関わらず体育領域全体において「共生」や「違いを認めようとする」といったことの価値が示され、育成されるべきものとして捉えられていることを意味していると示唆された。

キーワード：共生、体育、中学校、学習指導要領、教育課程

1. 研究の背景と目的

東京 2020 パラリンピックが開催され、スポーツを通して多様性の調和「ダイバーシティアンドインクルージョン (diversity & inclusion)」を発信し、誰一人取り残さない社会の実現に向けて日本も変わろうとしている。中央教育審議会の初等中等教育分委会（2012）は、「『共生社会』とは、これまでに必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会¹⁾」と示した。これは、「誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会」のことであり、学校教育においては、このような社会を担う子どもたちが学校生活の中で他者との違いを認め、受容する姿勢を身につけることができるよう求

められている。

学校教育において、体育科は1958年以降、これまでに7回の学習指導要領改訂をめぐってその時代の変化に柔軟に対応できるよう変遷してきた。千田（2019）は、小・中・高等学校学習指導要領にみる「交流及び共同学習」の歴史的変遷について、障害のない児童生徒が障がいのある児童生徒と交流を行う旨の「交流」という表記が初めて記載されたのは1989（平成元）年の学習指導要領からであり、30年の期間において交流及び共同学習が充実してきていると述べている。このような状況の中で、体育（保健体育）では、「運動を通して仲間との交流を深め、他人と協調し、思いやる心をはぐくむことに配慮する」ことを求めてきたことがわかる。また、中川（2000）は「障害のある人とスポーツ」あるいは「障害のある人の競技スポーツ」について、1958年以降、学習指導要領において障害のある人と障害のない人の学習は分断されたが、その後21世紀には交流の兆しが見えたことを示唆した。

その後、2017（平成29）年告示の中学校学習指導要領では、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。この学習指導要領は、体育分野においては運動やスポーツの多様な楽しみ方の学習を充実させ、障害の有無にかかわらず運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するため、特別な配慮を要する生徒への手立て、共生の視点に基づく各領域における指導の充実、男女共習の推進などについて、「学びに向かう力、人間性等」の指導内容及び「指導計画の作成と内容の取扱い」を新たに示した。梅澤（2020）は、全ての学習者が「多様性を受容し合い、それぞれの能力を最大限に発揮する」という「ダイバーシティ・インクルージョン」の理念の中で、豊かなスポーツライフにつながる資質能力の育成に資する体育であると述べている⁴⁾。学校体育の中心的意義はこれまでの「技能獲得」から、全ての児童生徒の「豊かなスポーツライフの実現」に繋げることへと変化しているのである。

このような背景のもとに、変遷を続けてきた学習指導要領解説保健体育編を扱い、各学校種において「共生」に関する意識や態度を育むことを目的とした学習指導に関する記述や、教育課程における「共生」に関する記述や変遷を探ることとした。本研究では、第一段階として、各科目ごとに教員免許が発行される中学校体育科において、「共生」に関する意識や態度を育むことを目的とした学習指導に関する記述や、教育課程における「共生」に関する記述や変遷を探り、「共生体育」のとらえ方やあり方がどのように変化しているかを述べ、今後の共生社会の実現に向けての一考察とすることを目的とした。

2. 研究方法

本研究では、義務教育である初等教育を終え、教師の教科による専門性が高くなる中等教育の前半部分として、対象を中学校に絞った。1989（平成元）年告示『中学校指導書保健体育編』、1998（平成10）年告示『中学校学習指導要領解説保健体育編』、2008（平成20）年告示『中学校学習指導要領解説保健体育編』、2017（平成29）年告示『中学校学習指導要領解説保健体育編』の4冊を対象に、形態素解析を行い、「共生」に関する用語の登場回数を調査した。解析の際には、「共生」に関する用語として、「共生」「協力」「違いを認め合う」「仲間の良さを認め合う」「交流」「他者を尊重」の6項目を選択した。本研究で選択した6項目の用語については、体育科教育学を専門とする大学教員2名が検討し、選定した。

3. 結果

1989（平成元）年以降の4冊の中学校学習指導要領解説保健体育編において、選択した6項目の用語の登場回数を表1に示す。

表1 各用語の登場回数一覧

	共生	協力	違いを認め合う	仲間の良さを認め合う	交流	他者を尊重	総数
平成元年	0	15	0	0	0	1	16
平成10年	0	22	1	11	9	2	45
平成20年	0	38	4	24	12	14	92
平成29年	20	71	91	18	9	20	229

表1によれば、平成元年から平成29年にかけて、登場回数の総数が16回、45回、92回、229回と増加している。このことは、学習指導要領の変遷に従って、体育領域内におけるこれらの共生に関わった内容の価値の高まりを示していると考えられる。

また、記述内容の種類については平成元年では、「協力」「他者を尊重」の2種類、平成10年、平成20年は、「協力」「違いを認め合う」「仲間の良さを認め合う」「交流」「他者を尊重」の5種類、そして、この度改訂された平成29年では、「共生」が加わった6種と内容の広がりがみられる。

3-1 1989（平成元）年告示中学校指導書保健体育編

平成元年の改訂において、体育は「生涯体育・スポーツと体力の向上を重視する観点から、生徒が自ら進んで運動に親しむ態度や能力を身につけ、心身を鍛えることができるよう、生徒の心身の発達の特性と運動の特性との関連を考慮して内容の改善を図る」とし、「その際、中学校においては、生徒

の能力・適正等に応じて適切な運動実践の方法を身につけ、各種の運動能力や運動技能を高めることに重点を置く」とした。その中で、「協力」に関する記述は、態度に関する内容として「第2章 保健体育科の目標及び内容」「第2節 各分野の目標及び内容」「体育分野 1 目標」において「生徒が、単に運動技能を高めるだけでなく運動技能を習得した喜びや仲間と協力して競い合う楽しさなどを実感できるようにすることを示したもの」をはじめとし、計 15 回記載されている。「他者を尊重」に関する記述は、「第2章 保健体育科の目標及び内容」の「F 武道」において、「2 態度に関する内容」として、「相手を尊重し、礼儀作法を尊重した態度で練習や試合をする。」ということのみに留まっている。これは、武道の種目特性としての相手を尊重するという意味合いで用いられており、体育全般としての文言として使用されているとは認識できなかった。「運動技能を高めるとともに運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにし」という記述から見られる通り、平成元年度の指導書には、生徒が単に運動技能を高めるだけでなく運動技能を習得した喜びや仲間と協力して競い合う楽しさなどを実感できるようにすることを示したものであることがわかった。

3-2 1998（平成 10）年告示中学校学習指導要領解説保健体育編

平成 10 年の改訂において、受験競争の過熱化、いじめや不登校の問題、学校外での社会定見の不足など、豊かな人間性をはぐくむべき時期の教育に様々な課題が生じていることが問題視されていた。このような背景のもと、平成 8 年 7 月の中央教育審議会第一次答申においては、学校教育の在り方として、ゆとりの中で自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成を基本とし、一人一人の個性を生かすための教育を推進すること、豊かな人間性とたくましい体を育むための教育を改善すること、横断的・総合的な指導を推進するため「総合的な学習の時間」を設けること、完全学校週 5 日制を導入することなどが提言された。体育科の改善については、「自ら運動をする意欲を培い、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに基礎的な体力を高めることを重視する」とした。体育分野の目標については、「生徒が自己の能力に適した課題を解決するなどにより運動の楽しさや喜びを味わい、生涯を通じて運動に親しみ、生活を明るく健全で豊かなものにするための態度を育てることを目指した」こともあり、技能に関する内容の中に例が示され、運動の内容や学び方に関する文言が多く記されていることがわかる。ここでは自己やチームの課題を解決する方法の一つとして、「仲間と協力して課題を解決」という言葉が複数回用いられている。また、「第2章 保健体育科」の「第2節 各分野の目標及び内容」「体育分野 1 目標」において、「(3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正な態度や進んで規則を守り互いに協力して責任を果たすなどの態度を育てる。また、健康・安全に留意して運動をすることができる態度を育てる。」といった態度に関する文言の中に「協力」という言葉が 22 回記載されている。「仲間のよさを認め合う」という記述については、「H 体育に関する知識」の中で、「2 体ほぐし・体力の意義と運動の効果」「ア 体ほぐしの意義と行い方」に

において「③仲間と豊かにかかわることの楽しさを体験し、さらには仲間のよさを互いに認め合うことができるような『仲間との交流』などのねらいのいずれかまたはすべてを含んでいる必要がある。」と記述されており、他者と密接に関わる機会の多い体づくり運動や器械運動においてこの言葉が用いられていることがわかる。「違いを認め合う」という記述については、「H 体育に関する知識」の中で、「1 運動の特性と学び方」「ア 運動の特性に応じた学び方や安全の確保」において「ダンスでは、一人一人のアイデアを出し、考え方の違いを認め合いながら踊りたいテーマや課題を見つけたり、みんなの気持ちの一つにしたりして、よりよい踊り方や表現の仕方ができるように工夫することが特徴的な学び方になる。」と記載されている。「交流」という記述については、「第1章 総説」の「3 改訂の要点」において、「ウ 運動の領域名称及び領域構成」として、「(前略) 仲間と交流したりするねらいをもった『体ほぐし』にかかわる内容を従前の『体操』領域に示した。」とある。これは、体づくり運動に改められた領域内でその他5回にわたって登場している。「他者を尊重する」という記述については、「F 武道」「2 態度の内容」において、「(2) 伝統的な行動の仕方に留意して、互いに相手を尊重し、練習や試合ができるようにするとともに、勝敗に対して公正な態度がとれるようにする。」と記載されており、武道の伝統的な考え方のもとに相手を尊重する態度で練習や試合をおこなうことができるようにするという種目の特殊性を示す記述である。これは今回焦点化している多様性に対する「共生」という意味合いを含んでいないとみなした。

3-3 2008（平成20）年告示中学校学習指導要領解説保健体育編

21世紀は、あらゆる領域での活動の基盤として新しい知識・情報・技術が重要とする「知識基盤社会」の時代において、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。OECD（経済協力開発機構）のPISA調査などの各種の調査から、日本の児童生徒の思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題への課題や学習習慣・生活習慣に関する課題、自己肯定感の低さや将来への不安、体力の低下といった課題がみられた。この時代背景のもとに、教育基本法と学校教育法の改正がおこなわれ、知・徳・体のバランスとともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し、学校教育においてはこれらを調和的に育むことが必要である旨が法律上規定された。平成20年1月の中央教育審議会の答申において、中学校保健体育科の改訂では、前述の課題をふまえ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図った。そのうち、体育については、「体を動かすことが、身体能力を身に付けるとともに、情緒面や知的な発達を促し、集団的活動や身体表現などを通じてコミュニケーション能力を育成することや、筋道を立てて練習や作戦を考え、改善の方法などを互いに話し合う活動などを通じて論理的思考力をはぐくむことにも資することを踏まえ、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるよ

うに、発達の段階のまとまりを考慮し、指導内容を整理し体系化を図る。」とした。具体的には、小学校高学年からの接続および発達の段階のまとまりを踏まえ、体育分野として示した目標及び内容を「第1学年及び第2学年」と「第3学年」に分けて示すこととした。「共生」に関連する内容としては、「第1学年及び第2学年」の目標において、「運動における競争や協同の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たすなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を育てる。」と記載されている。「第3学年」においては、「運動における競争や協同の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画するなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を育てる。」と記載されており、上記から平成10年度に続き、「協同」という文言が使用されたことがわかる。また、中学校第1学年及び第2学年の段階において、「公正に取り組む」とは、運動独自のルールや仲間を賞賛するなどのマナーを守ろうとする意志をもつことが大切であることを示し、「互いに協力する」とは、技能の向上や安全に学習を行うために、仲間の学習を援助するなど仲間や組んだ相手と積極的にかかわろうとする意志をもつことが大切であることを。「自己の役割を果たす」とは、授業を円滑に進めるための準備や後片付けなどの分担した役割に積極的に取り組もうとする意志をもつことが大切であることを示していることから、他者との協同に着目した記述が具体的な態度として示されたことがわかる。第3学年においては、競争や協同の経験を通してはぐくむ情意面から見た運動に対する愛好的な態度として、「生涯にわたって運動に親しむ態度」を育成することを目指した。「公正に取り組む」とは、運動独自のルールや仲間を賞賛するなどのマナーを大切にしようとする意志をもつことが大切であること、「互いに協力する」とは、自主的な学習を進めるため、仲間と助け合ったり教え合ったりするなど仲間や組んだ相手と自主的にかかわり合おうとする意志をもつことが大切であることを示している。また、「自己の責任を果たす」とは、記録会や試合、発表会などを自主的に進める上で、仲間と合意した役割に責任をもって自主的に取り組もうとする意志が大切であることを示している。「参画する」とは、グループの課題などの話し合いなどで、自らの意思を伝えたり、仲間の意見を聞き入れたりすることを通して、仲間の感情に配慮して合意形成を図ろうとするなどの意志をもつことが大切であることを示している。このように、運動への愛好的な態度として、他者との関わりを明確化して示されたことがわかり、これは「協力」や「仲間の良さを認め合う」、「交流」という記述が登場する回数にも表れている。

「違いを認め合う」という記述については、「G ダンス」「第3学年」「2 態度」において、「(2) ダンスに自主的に取り組むとともに、互いの違いやよさを認め合おうとすること、自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようにする。」と記述されている。ここで「互いの違いやよさを認め合おうとする」とは、表現方法の違いにかかわらず仲間のよいアイデアや表現を賞賛するなど、客観的な立場から、自己と他者の違いを認め、そのよさを認め合おうとする

ことを示しており、ダンスの種目特性に関連する態度であり、「共生」の態度を育むことを目的とした記述とはみなさないこととした。

「他者を尊重する」という言葉については、「C 陸上競技」「第1学年及び第2学年」「2 態度」において、「陸上競技は相手と距離やタイムなどを競い合う特徴があるので、規定の範囲で勝敗を競うといったルールや、相手を尊重するといったマナーを守り、フェアに競うことに取り組もうとすることを示している。」のように、陸上競技や水泳のように個人の記録向上を目的とする種目において、他者を尊重する文言が複数回見られることがわかった。また、「E 球技」においても、態度に関する記述において、相手を尊重するということはマナーであり、相手や仲間の素晴らしいプレイやフェアなプレイを認めることにより、お互いを尊重する気持ちが強くなることを理解して取り組ませるといった記述も見られた。「F 武道」においては、平成10年度の学習指導要領解説から継続して「2 態度」において伝統的な行動の一つとして、相手を尊重する態度を重視していることがわかる。

3-4 2017（平成29）年度告示中学校学習指導要領解説保健体育編

平成29年度の改訂では、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等による社会構造や雇用環境の変化や、急激な少子高齢化が進む社会的背景の中で、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されている。この中で、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

体育分野については、「生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、スポーツとの多様な関わり方を場面に応じて選択し、実践することができるよう、『知識・技能』『思考力・判断力・表現力等』『学びに向かう力・人間性等』の育成を重視する観点から内容等の改善を図り、その中で体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう配慮する」といった記述がみられた。この改訂によってこれまで以上に強調して示されたのが「共生」に関する文言であり、体育の指導内容を充実させる際に、「共生」の視点を重視して改善を図ることが記載されている。また、「学びに向かう力、人間性等」の内容において、生涯にわたる豊かな

スポーツライフの実現に向けた体育学習に関わる態度に対応した、公正、協力、責任、参画、共生及び健康・安全の具体的な指導内容が示され、すべての内容において共生に関する記述がみられた。「共生」に関する事項として、第1学年及び第2学年においては、話合いに参加しようとする、一人一人の違いを認めようとする、第3学年においては、話合いに貢献しようとする、一人一人の違いを大切にしようとするを示している。これは、第1学年及び第2学年においては、話合いなどでグループの学習課題等についての意思決定をする際に、自分の意見を述べることに積極的に取り組もうとすることや、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、人には違いがあることに気づき、その違いを可能性として捉え、互いを認めようとするに積極的な意思をもつことが大切であることを示したものである。また、「一人一人の違いに応じた動きなどを大切にしようとする」とは、体の動きには体力や性別、障害の有無等に応じた違いがあることを受け入れ、大切にしようとするを示している。そのため、様々な違いを超えて体づくり運動を楽しむことができる配慮をすることで、体づくり運動のよりよい環境づくりに貢献すること、違いに応じた配慮の仕方があることなどを理解し、取り組めるようにすることを身に付けるよう指導する必要がある、といった指導に際しての注意事項にも、一人一人の違いを受け入れるという共生の態度について具体的に示されていることがわかる。平成29年度の改訂では、これまでになかった「共生」という文言が多く用いられるようになり、体育に関する内容だけで20回登場していることが分かった。それに伴い、「違いを認め合う」という記述が91回登場し、主に「共生」という言葉を説明する文言として使用されている。この言葉は体育分野で扱う内容すべてにおいて、「学びに向かう力、人間性等」の態度に関する内容に記載されていることがわかった。

「協力」という記述については、平成20年度と比較して倍に近い71回の登場回数が見られ、主に運動における競争や協働の経験に関する内容の中で複数回記述されていることがわかった。「第2節 各分野の目標及び内容」「(体育分野)1 目標」において、第1学年及び第2学年の目標に「(3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認めようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。」と示されている。これは、「学びに向かう力、人間性等の育成に向けた運動についての態度の具体的な目標を示したものであり、運動における競争や協働の経験を通して、公正、協力、責任、共生などの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、運動に積極的に取り組み、自己の最善を尽くして運動をする態度を養うことを目指したものである。」と記載され、「協力」と「共生」は並記される関係性であることがわかる。

4. 考察

上記に述べた中学校学習指導要領解説にみる「共生」に関する内容の歴史的変遷を振り返ると、「協力」に関する記述は表2のように内容は大きく変更されておらず、スポーツを愛好的に捉える態度を育むための内容として記載されていると考えられる。また、平成元年度より毎回の改訂において用いられ続けている「協力」という言葉の登場回数は、改訂を経るごとに増え続け、その用いられ方もより詳細な内容に含まれるようになった。しかしながら、「共生」という言葉が初めて用いられた平成29年度告示の学習指導要領解説をみると、「共生」と「協力」は並記される関係性であり、「共生」＝「協力」ではないことがわかる。

表2 「協力」に関する記述の年度別一覧

改訂年度	登場回数	目標及び内容	記述内容
H1	15	第2章 保健体育科の目標及び内容 第2節 各分野の目標及び内容 〔体育分野〕1 目標 (3)	(3) 運動における競争や協同の経験を通して、公正な態度を育て、進んで規則を守り、 互いに協力して 責任を果たすなどの態度を育てる。
H10	22	第2章 保健体育科の目標及び内容 第2節 各分野の目標及び内容 〔体育分野〕1 目標 (3)	(3) 運動における競争や協同の経験を通して、公正な態度や、進んで規則を守り 互いに協力して 責任を果たすなどの態度を育てる。
H18	38	第2章 保健体育科の目標及び内容 第2節 各分野の目標及び内容 〔体育分野〕1 目標 [第1学年及び第2学年]	(3) 運動における競争や協同の経験を通して、公正に取り組む、 互いに協力する 、自己の役割を果たすなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を育てる。
H29	71	第2章 保健体育科の目標及び内容 第2節 各分野の目標及び内容 〔体育分野〕1 目標 [第1学年及び第2学年]	(3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、 互いに協力する 、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認めようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。

平成29年度の改訂で、学習指導要領の記載の中に、初めて「共生」という言葉が用いられた。その詳細を説明する内容に「違いを認めようとする」と記述される場面が多くみられたが、平成20年度までの学習指導要領解説に用いられてきた「違いを認める」という言葉については、ダンスといった特定の領域にのみ登場し、その領域の特性にとどまっていたと言える。それと比較して、平成29年度に改定された学習指導要領においては、すべての領域において「違いを認めようとする」という記述がみられるようになった。このことは、種目特性に関わらず体育領域全体において「共生」や「違いを認めようとする」といったことの価値が示され、育成されるべきものとして捉えられていることを意味していると推察される。

また、平成20年度までは態度面としての記載しかなかったにも関わらず、平成29年版では、(2) 思考力、判断力、表現力等の領域においても記載がみられた。例えば、陸上競技の「体力や技能の程度、性別等の違いを踏まえて、仲間とともに楽しむための練習や競争を行う方法を見付け、仲間に伝える

こと。」である（文部科学省，2017，p.107）。この認知的領域における広がりや、体育科における技能差や性差といった違いが、考えることによって解決すべき課題として捉えられていることを示している。運動能力の差や性差といった個々の違いを当然視しつつ、その解決を生徒たちの学習課題として取り組ませる考え方はこれまでにはみられなかったものである。その意味で、こういった記載がみられたことは、「共生」の視点からみても意義深いものだといえる。

5. 結論

本研究は、平成元年以降、変遷を続けてきた学習指導要領解説保健体育編を扱い、中学校体育科において、「共生」に関する意識や態度を育むことを目的とした学習指導に関する記述や、教育課程における共生に関する記述や変遷を探り、「共生体育」のとらえ方やあり方がどのように変化しているかを述べ、今後の共生社会の実現に向けての一考察とすることを目的とした。結果より、次のことが明らかになった。

まず、学習指導要領上の「共生」に関する記述の登場数については、平成元年から平成29年にかけて増加しており、また、記載内容の種類についても2種から6種へと増加していることが明らかになった。

次に、各年代における記述内容の変化については、平成元年及び平成10年においては、素材となる運動種目における特性としての記述であったが、平成20年及び平成29年にかけて、運動種目の特性としてだけでなく、体育全体の価値として全面的に記載されている傾向がみられる。特に平成29年の学習指導要領においては、「共生」に関する内容が態度面のみならず、認知的学習面においても取り扱われている点で特徴的である。

多様な可能性を持つ存在であり、多様な教育ニーズを持っている子供たちが、成熟社会において新たな価値を創造していくためには、一人一人が互いの異なる背景を尊重し、それぞれが多様な経験を重ねながら、様々な得意分野の能力を伸ばしていくことが、これまで以上に強く求められている。「共生」という言葉は体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、人には違いがあることに気付き、その違いを可能性として捉え、互いを認めようとすることに積極的な意思をもつことが大切であることを示したものである。さらに、子供たちはスポーツを通じて、他者との関わりを学んだり、ルールを守り競い合っていく力を身に付けたりすることができる。また、スポーツの多様な関わりの中から、体の動きには体力や性別、障害の有無等に応じた違いがあることを受け入れ、他者や自分を大切にしようとするのが重要であり、他者との関わりをより多く持つ経験を通して、多様性の尊重や共生社会の実現に不可欠な他者への共感や思いやりを育むことにもつながる。

今後の体育授業において、子供たちに「共生」の態度を育ませるためには、他者との関わりをもち、

他者に対して自分の考え等を根拠とともに明確に説明しながら、対話や議論を通じて多様な相手の考えを理解したり自分の考え方を広げたりし、多様な人々と協働していくことができる体育授業をおこなう必要がある。最後に、この度改訂された平成 29 年の学習指導要領において、「共生」という理念が色濃く示されているが、その実践の蓄積は少ない。「共生」という考え方をどのように実際の授業として教育現場に落としこみ、生徒たちに育んでいくのかは今後の実践上の課題であるといえる。

引用参考文献

- 1) 文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
- 2) 千田光久：幼稚園教育要領・小学校学習指導要領・中学校学習指導要領・高等学校学習指導要領にみる「交流及び共同学習」の歴史の変遷，星槎大学紀要共生科学研究，No.15：45-49，2019
- 3) 中川一彦：学習指導要領の変遷に見る障害のある人の体育（保健体育）とその課題，スポーツ教育学研究，Vol.20，No.2，77-83，2000
- 4) 梅澤秋久，苫野一徳ほか（2020）：『真正の共生体育をつくる』，大修館書店，p29-44
- 5) 文部省（1989）：『中学校指導書保健体育編』，大日本図書株式会社
- 6) 文部科学省（1998）：『中学校学習指導要領解説 保健体育編』，東山書房
- 7) 文部科学省（2008）：『中学校学習指導要領解説 保健体育編』，東山書房
- 8) 文部科学省（2018）：『中学校学習指導要領解説 保健体育編』，東山書房
- 9) 文部省（1996）：中央教育審議会答申等「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/960701h.htm
- 10) 文部科学省（2012）：幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/05/12/1216828_1.pdf
- 11) 文部科学省（2017）：幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf